議案第９４号

損害賠償の額を定めることについて

設計単価の誤りによる契約解除に係る損害賠償について、次のとおり損害賠償の額を定める。

令和８年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

１　経緯及び原因

令和８年９月１６日に契約を締結した小野白木線ほか１線舗装工事において、設計上の違算により予定価格及び最低制限価格が過大に算出されたことが判明した。適正な価格で入札を実施していた場合は、相手方と異なる入札者が落札する結果となることから、公正な入札が行われなかったと判断し、相手方に内容説明の上、当該契約を解除した。これに伴い、相手方が契約解除までに実施した作業費７５万円について、相手方から市に対し損害賠償が請求された。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

７５万円

提案理由

損害賠償の額の決定について、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により議会の議決を求める。